

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	1017 課長会議
		決裁期日	平成 1 9 年 8 月 3 0 日
名 称	課長会議（8月定例）会議録		
日 時	平成 19 年 8 月 2 9 日 午後 2 時 20 分 ~ 午後 3 時 50 分		
場 所	上富良野町役場 3 階第 3 会議室		
出席者	町長、副町長、教育長、会計管理者、課長職 9 人（代理 3 名含む） 事務局 1 人 合計 14 人		

内 容

町長あいさつ

- ・ 8 月 19 日の町議会議員選挙により、定数削減後の 14 名の議員が決まり、議長以下議会構成が本日臨時議会において決定した。14 名に議員数が減少した結果、議決をいただくための説明責任は、逆に高まったといえる。健全財政と町立病院の今後については、今般選挙における焦点となっていたことから、9 月定例議会においても論議的になると思う。町民の意見を聞くとともに、町の考え方を示す必要がある。
- ・ 新聞記事を読んでいると思うが、富良野地区広域連合へ向けた動きがはかばかしくない状況にあり、9 月 7 日開催予定の圏域副市町村長で構成する幹事会において方向性を見出すことになっている。連合事務化については総論賛成でスタートしたが、各論に入ると負担金の見直しを含めて、様々な障害が表面化している。当初計画では、現行の 5 つの一部事務組合のうち、連合事務に移行できるものから実施し、その後に改革を実施する方針であったが、入口で負担金の見直しなどの改革論議が出ており、移行事務が停滞気味な状況にある

進行：副町長

1 9 月定例町議会の提出予定議案について【総務課】＜別添資料参照＞

総務課長：9 月定例議会日程は、6 月課長会議において示した予定のまま進められているので、諸期日を厳守の上対応願いたい。なお、常任委員会幹事課は総務産建常任委員会が総務課、厚生文教常任委員会は町民生活課となっているので、事案取りまとめに漏れないように願います。なお、現時点での予定議案は別紙にある 5 件に、基金支消の 1 件を加えて 6 件となっているが、追加するものについては理事者調整を早急に行なってから、総務課に報告を願う

町長：上程議案以外の案件についても、所管委員会協議を行い、説明責任を果たしてもらいたい。

2 人事院勧告について【総務課】＜別添資料参照＞

総務課長：8 月 8 日に人事院勧告が出され、その内容は議案添付の資料のとおりである。骨子のうち市町村に関係する内容は、民間格差 0.35%を埋めるための若年層に限定した俸給の引き上げ、扶養手当の引き上げと、期末勤勉手当 0.05 月の引き上げで 4.45 月を 4.50 月と

するものとなっている。

副町長：北海道人事委員会の昨年度の勧告においては、国の人事院勧告を下回る内容となっており、地域給与水準の適正化を考える上では、北海道の勧告についても参考にしていこうつもりである。

町長：国の人事院勧告に沿うという方針は変わらないが、現在実施中の行財政改革実施計画において、平成16年度決算比で人件費の15%削減を目標値にして、議会及び町民にも示しているが、現状のままでは目標年次の平成20年度時点での達成は困難である見込であるため、今後目標達成のための方法を論議していくので承知願いたい。

3 退職勧奨制度について【総務課】<別添資料参照>

総務課長：国にはない人事・給与制度については、かねてから廃止や見直しを強く指導されており、特に最近栗山町の非常に手厚い特別昇給を伴う勧奨退職制度が報道されたこともあり、北海道としても道内全市町村に対して指導を強化している。本町においても添付のとおり勧奨退職制度があるが、対象が管理職員を主としたものであるため、廃止などに対してこの場で意見を聞き、町長判断の参考としたい。

副町長：国としては、国にない制度は基本的に認められないものとしており、これに予算が伴うものについては、富裕団体と見なして交付税等においてペナルティを加えられることも想定しなければならない。町の勧奨退職制度については昭和61年に制定したものであり、第3次職員数適正化計画においては定年退職を基本とした定数管理を行なうもので、定年前に退職を勧奨する計画とはなっておらず、現時点で本来の勧奨制度としての運用は考えられない。今般廃止するとしても、必要に応じて制度化することで対応できる。制度制定当時は、特定の職員を対象にしたものであり、現在では制度趣旨に沿った適用はない。

町長：制度趣旨の人員整理目的としての適用はなく、自己都合退職でありながら運用として適用した場合もある。

各課長等意見：

- ・近年の定年退職不補充により、職員構成年齢がかなりいびつになっており、富良野市が進めているように、勧奨制度を使って適正化する必要があるのではないかと。定年退職不補充を基本としており、人員整理は当面のところ考えていない。
- ・退職手当組合の勧奨加算制度の適用に当たって、町側でも勧奨制度の必要性はないのか。町に制度がなくても適用される。
- ・この制度の存続することを、明確に住民に説明できないのではないかと。
- ・あらゆる場面で住民の目が厳しい中では、廃止すべき制度である。
- ・制定から20年以上経過していることもあり、見直しというよりも廃止すべきである。

副町長：大勢が制度廃止の意見であり、判断の参考にさせてもらう。

4 その他

総務課関係

(1) 暴力団員の不当行為対策について<別添資料参照>

総務課長：3年に1度行われる「暴力団不当行為防止講習会」が、8月23日に富良野市で開催された。暴力団の資金調達ターゲットが行政役所に向けられているという実態に対応するため、この講習内容が当町においても貴重なものと考えるので、職員に周知願いたい。

町民生活課長代理(主幹)：町税滞納処分として差し押さえを行なったところ、職員不在のときに、妻と娘がそれぞれ威嚇、恫喝の電話を受けた。帰宅後その経緯を聞いたが、非常に家族がおびえており、町としても組織的な対応が必要ではないか。自宅に電話をかけてくることを予防する手立ても検討してもらいたい。

町長：私の自宅にも、名前も名乗らない苦情や威嚇の電話が度々あり、ひどい場合は電話を切ってしまう場合もある。家族を威嚇するとは言語道断であり、執務時間中に対応することを基本として、家庭において対応する必要はない。

副町長：暴力団対応については本日資料を参考として、また、住民による威嚇等や苦情対応についても総務班においてマニュアルを作成して、全庁として対策をとってもらいたい。

(2) 行政報告(9月定例議会)の予定について<別添資料参照>

総務課長：現時点で報告のある内容は別紙のとおりだが、9月14日締め切りなので、6月議

会報告以後の執行状況について漏れのないよう報告願う。

町長：報告することがないというはずないので、特に町民生活課、保健福祉課、町立病院は懸案事項への取り組みを含めて、漏れなく報告願う。

(3) デイ・ライト運動の推進について

総務課長：現在デイ・ライト運動に取り組んでいるが、月末まで引き続き推進してもらいたい。

行革関係

(1) 行財政改革実施計画の推進状況について（定期報告）＜別添資料参照＞

総務課長：偶数月定時の行政改革実施計画推進状況は別紙のとおりである。

広域関係

(1) 「広域連合準備委員会」の推進状況経過について＜別添資料参照＞

総務課長：広域連合準備委員会の推進状況は別紙のとおりであり、環境衛生と給食の2つの現行一部事務組合でスタートすることで事務が進められており、9月7日の幹事会で煮詰めを行う日程である。

町長：2つの現行一部事務組合でスタートすることは、5市町村合意で決定されたことではあるが、上富良野町としては不本意であり、私としては連合設立時期が遅れることになっても4事務組合以上でスタートすべきと考えているので承知してもらいたい。

<全体>

その他

(1) 事務事業評価ヒアリングについて

総務課長：事務事業評価ヒアリングの日程について、各課長等にメール通知してあるので、担当職員を含めて対応を願う。

来月の行事予定について <別添行事予定表参照>

[会議終了：15時50分]